

令和6年12月25日
運用開始

多様性を尊重し合う共生社会づくりの推進

与謝野町パートナーシップ制度を導入しました

与謝野町は、令和6年12月25日に「与謝野町パートナーシップ制度」を導入しました。本制度では、町民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、いきいきと自分らしく、その力をいかななく発揮することができると社会の実現をめざします。なお、京都府ではすでに9自治体が本制度を導入されており、北部2市2町では初となります。今月号では、本制度の概要などをお知らせします。

図 住民税務課 ☎43・9020

取り組みの経過

すべての方が互いの多様性を尊重し認め合うことで、地域社会で安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みについて検討する「与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり検討委員会」を令和5年度に設置。この間、アンケート調査に加え、誰もが対等な立場であらゆる分野に参画し、いきいきと自分らしく互いに支え合い、その力をいかななく発揮することができると社会づくりを推進するための基本的な考え方や取り組みについて検討してきました。



委員会の概要
(町ホームページ)

受けられるサービスの例

具体的に町の行政サービスとしては、同性カップルの町営住宅入居申請が可能となります。また、民間のサービスとしては、夫婦や家族を要件とする各種割引サービスが受けられる場合があります。今後、企業や事業者の方などに対し、制度理解への取り組みを進めていきます。

宣誓の対象者

一方または双方が性的少数者で、次の項目をすべて満たしているカップル。

- パートナーシップの関係にあること。
- 一方または双方が与謝野町に住所があること。
- 婚姻適齢（18歳）に達していること。
- 双方に配偶者またはほかのパートナーシップ、事実婚関係の相手がないこと。
- 婚姻できない近親者関係でないこと。
- ※ パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除く

宣誓の流れ

STEP 4

宣誓書受領証と
受領証カードを交付

STEP 3

予約した宣誓希望日にお二人で役場加悦庁舎
に来庁して宣誓

※ 宣誓場所は役場加悦庁舎を基本としていますが、ほかの役場庁舎での受け付け、交付についてはご相談ください

STEP 2

宣誓希望日を予約

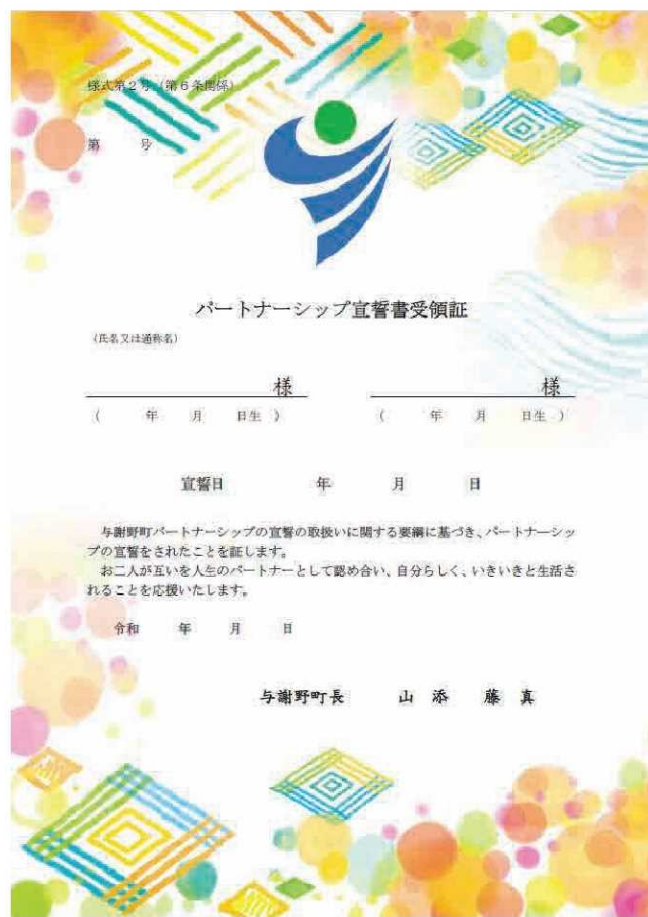
※ 宣誓を希望する7日前までに、電話または以下の二次元バーコードからご予約をお願いします



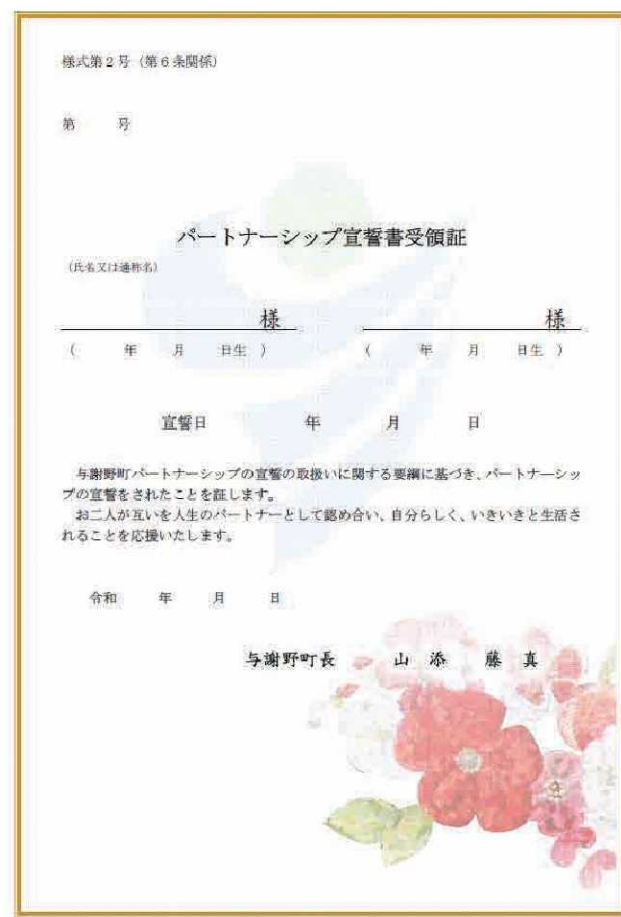
STEP 1

宣誓に必要な
書類を準備

- 住民票の写し
- 戸籍抄本または 独身証明書
- 本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)



パートナーシップ宣誓受領証（デザインB）



パートナーシップ宣誓受領証（デザインA）

パートナーシップ制度とは？

パートナーシップ制度は、一方または双方が性的少数者である二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した継続的な関係であることを町長に宣誓し、町長が「パートナーシップ宣誓書受領証などを交付する制度（実際は職員が受け付け、交付します）」です。法的な効力は生じませんが、性的少数者（※1）の困りごとや生きづらさの軽減、性の多様性に関する社会的な理解の促進につながることが目的に本制度を開始します。なお、全国では459自治体（※2）が本制度を度入しています。

【※1】この制度では、性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの）が必ずしも異性愛ではない方、性自認（性別に関する自己意識のこと）が出生時に割り当てられた性別と異なる方または自身の性を認識していない方と定義しています。

【※2】令和6年5月31日時点（渋谷区・NPO法人虹色ダイバーシティー全国パートナーシップ制度共同調査より）

個人の多様性を尊重する 共生社会づくりの実現を めざします



与謝野町長
山添 藤真

パートナーシップ制度は法的効力を有するものではありません